

第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

2 業務目的

本町における子ども・子育て及び子どもの貧困に関する現状及び課題整理、分析等を行い、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。

また、次期計画の策定に向け、子ども・子育て支援法に基づいた子ども・子育ての家庭の状況や需要についてニーズ調査により把握するとともに、子どもの貧困等の実態を把握するための調査の実施、分析等を行う。

次期計画は、こども基本法第10条第5項の規定に基づく子どもに関する各種計画を一体化した計画として策定することを想定している。策定にあたっては、こども基本法、こども大綱、都道府県こども計画及び子ども・子育て支援法等の各種法令及び第七次須恵町総合計画、第3期須恵町教育振興基本計画、須恵町地域福祉計画等との整合性を図ること。

※現行の第2期須恵町子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」と一体的に策定しており、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえたものとなっている。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1)令和5年度

ア 各種統計データ等の収集・分析

子ども・子育てをめぐる施策動向、須恵町の概況及び社会経済的特性、子ども・子育て支援に係る社会資源の整備状況、就学前児童及び小・中学生の現況・動向及びサービスの利用状況等について、本町が提供するデータや資料を基に整理・分析、関連計画の把握等を行う。

イ 調査の企画・実施及び報告書の作成

須恵町における子ども・子育て支援施策や子どもの意見反映及び次期計画策定の基礎資料とするため、子育て支援に関する生活実態や要望等についての調査を企画・実施し、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

(ア) 調査対象者等（予定）

調査種別	調査対象		対象人数等	調査票規格	配布・回収
保育等の ニーズ調査	未就学児童の保護者		町内園在籍 1, 000人	A4版 20頁程度 1色刷	園
			町外園在籍等 1, 000人		郵送
	小学生の保護者		町立校在籍 1, 650人		学校
			町外校在籍 50人		郵送
子どもの 貧困に関する調査	小学5年生	児童	400人		学校
		保護者	400人		
	中学2年生	生徒	350人		
		保護者	350人		

※調査企画の段階で再設定の可能性あり。

(イ) 調査票の企画・作成

調査項目は、須恵町と協議のうえ設計するものとするが、基本的には、こども基本法の趣旨を勘案し、須恵町の教育・保育、子ども・子育て支援に関する意向をとらえやすい項目やこどもの意見を聞きとることができる項目を入れること。また、基礎的な地域データ及び資料の整理分析の結果及び国・都道府県の動向を踏まえて設計する。

(ウ) 調査方法

各調査のうち、町立及び町内の幼稚園・保育園・幼児園・小学校・中学校の保護者や児童生徒に対しての調査は、園や学校を通して配布・回収を行う。その他は、郵送での配布・回収を想定している。また、インターネットを活用した回答等も検討可能とする。調査票の設計及び印刷、発送用封筒（角2）・返信用封筒（長3）の準備・印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベル貼付は受託者が行う。なお、発送・回収に係る経費は受託者が負担する。回収率は60%程度を想定。

※宛名ラベルシールは町が作成したものを支給

(エ) 礼状兼督促ハガキの印刷・発送

調査対象者全件に送付する礼状兼督促ハガキの印刷、宛名ラベル貼付及び発送・回収に係る経費は受託者が負担する。

※宛名ラベルシールは町が作成したものを支給

(オ) 報告書の作成

報告書は、ア及びイの調査結果を取りまとめたものとする。特にイの調査結果については、基本統計量、統計表（単純集計及びクロス集計）及び統計グラフ等を作成、分析したうえで、調査結果の分析・考察を行い、町の現状や課題を整理すること。

ウ 現状の分析と課題の整理

基礎資料及び調査結果、第2期須恵町子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、課題を抽出、整理する。

- エ 須恵町子ども・子育て会議の運営支援・会議録の作成
会議の開催にあたり、資料や会議録の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議録を作成し討議結果をその後の作業に反映させる。(2か年で8回程度・令和5年度は3回程度予定)
- オ 法令、大綱等を踏まえた本業務に関する情報収集・提供
こども基本法、こども大綱及び子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等の理念を踏まえ、こども家庭庁等の最新の動向、全国自治体の策定情報など適宜情報収集を行い、提供する。

(2)令和6年度

- ア 現状の事業評価・課題の整理
前年度調査結果及び第2期須恵町子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、こども政策及び子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき須恵町の課題を抽出、整理する。
- イ 次期計画のための需要量の推計、目標量・確保量の検討・設定
前年度の調査結果を基に各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に須恵町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、須恵町の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、計画における各種事業の目標量の設定を支援する。
サービス供給の実態を踏まえた供給(確保)策については、保育ニーズを明らかにしたうえで、真の需要の見込み量に対応する施設や事業サービス供給の確保策の設定を支援する。
- ウ 計画骨子案・計画案の策定支援
ア及びイの結果を反映し、次期計画の骨子案及び計画案を作成する。計画案は審議・検討結果等に基づき補修正する。
- エ パブリックコメントの実施支援
次期計画案に関して須恵町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。
- オ 計画書本冊及び概要版の作成・印刷
確定した次期計画の計画書本冊及び概要版(成果品)を作成し、指定の部数を印刷する。
- カ 須恵町子ども・子育て会議の運営支援・会議録の作成
会議の開催にあたり、資料や会議録の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議録を作成し討議結果をその後の作業に反映させる。(2か年で8回程度・令和6年度は5回程度予定)
- キ 法令、大綱等を踏まえた本業務に関する情報収集・提供
こども基本法、こども大綱及び子ども・子育て支援法等の理念を踏まえ、こども家庭庁等の最新の動向、全国自治体の策定情報など適宜情報収集を行い、提供する。

5 成果品

(1)令和5年度

- ア ニーズ調査結果報告書（A4版 150 頁程度、1 色刷）30 部程度、電子データ
- イ 情報提供資料（各種データ）
関係省庁等による会議内容の資料等
- ウ 子ども・子育て会議支援・会議記録

(2)令和6年度

- ア 計画書・本冊（A4版 100 頁程度、表紙カラー、本文1 色刷）100 部程度、電子データ
- イ 計画書・概要版（A4版 8 頁程度、オールカラー）500 部程度
- ウ 情報提供資料（関係省庁等による会議内容の資料、その他須恵町が必要とする報告資料関係、データ一式）
- エ 子ども・子育て会議支援・会議記録

6 その他

- (1) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。須恵町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定すること。また、より良い案があれば提案すること。
- (3) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても発注者が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受注者の責任において無償で行うものとする。